

川崎市平和館条例に係る審査基準等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市平和館条例（平成3年川崎市条例第27号。以下「条例」という。）及び川崎市平和館条例施行規則（平成4年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、川崎市平和館（以下「平和館」という。）での施設等の使用許可、施設等の使用許可の取消し、施設等の使用制限・停止、使用料の減免に係る川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37条）第5条第1項に規定する審査基準、第12条第1項に規定する処分基準及び第6条に規定する標準処理期間を定めるものである。

(施設等の使用許可審査基準)

第2条 条例第8条の規定による使用許可の制限は、次に定める基準に従って行うものとする。

(1) 当該使用により、建物又はこれに附帯する工作物等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあるとき。

(2) 次に掲げるような管理上支障がある事項に該当するとき。

ア 泥酔者その他他人に危害又は著しい迷惑を及ぼすおそれがある者が使用しようとするとき。

イ 館長が支障ないと特に認めた場合を除き、危険な物品を携帯し、又は動物を伴って使用しようとするとき。

ウ 火気等の使用又は騒音、臭気等の発生を伴う使用であって、これらに対する対策が十分でないため、他の使用者又は近隣の住民等に危険又は著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

エ 当該使用に伴い多数の人又は自動車等が集中することにより、周辺道路の著しい交通渋滞その他收拾困難な混乱が館内又は近隣において発生するおそれがあると認められるとき。

オ 過去の使用において、この条例又はこれに基づく規則の規定に違反し、又は館長の指示に従わないことが顕著であった者等による使用であって、当該使用においても、これらの規定に違反し、又は館長の指示に従わないおそれがあると認められる者が使用しようとするとき。

カ 施設の定員を超える使用をしようとするとき。

(3) 次に掲げるような館長が使用を不相当と認める事項に該当するとき。

ア 当該団体の構成員が集团的又は常習的に反社会的行為、暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとする場合であって、当該使用により当該団体に利益を与えることによって、当該団体の構成員の反社会的行為、暴力的不法行為等を助長するおそれがあると認められるとき。

イ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき

ウ 葬儀、告別式その他これらに類する行事に使用しようとするとき。

エ 使用許可申請書の記載事項に虚偽があると認められるとき。

(4) 使用時間以外の時間又は休館日（臨時に休館することとした日を含む。

）において使用しようとするとき。

(5) 館長が特別の理由があると認める場合を除き、使用許可の申請期間以外において申請したとき。

(6) 平和館の使用の公平を図るため、同一使用者が1月内に平和館の施設を使用する回数を制限する必要があると館長が認めた場合において、その制限を超えて使用しようとするとき。

(7) 施設の専用使用をしようとする時間における使用について、すでに他の者に対してその施設の使用を許可しているとき。

(8) 施設の個人使用をしようとする時間における使用について、すでにその施設の使用許可を受けている者の人数が、その施設の定員に達している

とき。

(9) 設備の使用をしようとする時間における使用について、すでに他の者に対して使用を許可したこと等により、使用させることができる設備が残存していないとき。

(10) 次に該当する場合を除き、商品の広告・宣伝・展示・発表会・販売行為、企業等の宣伝、興行その他営利を目的とした使用であるとき。

ア 物品の販売等

(ア) 研修会、講習会等の教材として使用する書籍等の物品類であること。

(イ) 催事の内容、講師、出演者等に関するものであること。

(ウ) その他館長が特別の理由があると認めるものであること。

イ 入場料金等を徴する催事

(ア) 主催者が会員のために催すものであり、かつ、入場料金等は、他に比較して高額でないこと。

(イ) その他館長が特別の理由があると認めるものであること。

(11) その他前各号に準ずるものと認められるとき。

(施設等の使用許可の取消し、施設等の使用の制限・停止処分基準)

第3条 条例第9条の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができることについての処分基準は次のとおりとする。

(1) 使用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により使用できなくなったとき。

- (6) 館長が特別の理由があると認める場合を除き、使用料を前納しないとき。
- (7) 館長が特別の理由があると認める場合を除き、施設等を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設したとき。
- (8) 施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (9) 定員を超えて入場させたとき。
- (10) 許可された以外の施設等を使用したとき。
- (11) 許可なくして壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込んだとき。
- (12) 所定の場所以外で火気を使用したとき。
- (13) 危険物又は不潔物を持ち込んだとき。
- (14) 館内で許可なく物品の販売をしたとき。
- (15) 指定した場所以外で飲食又は喫煙したとき。
- (16) 騒音、大声等を発し、又は暴力等を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (17) 館長の指示した事項を遵守しないとき。
- (18) 平和館の施設の使用に際し、館長が必要がないと認めた場合を除き、平和館内外の秩序維持のため、必要な整理員を置かないとき。
- (19) 平和館の職員が管理上必要があつて入室しようとするのに対して、正当な理由なくこれを拒んだとき。
- (20) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
- (21) その他前各号に準ずるものと認められるとき。

(使用料の減免審査基準)

第4条 条例第6条の規定により川崎市平和館長（以下「館長」という。）が使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は次のとおりと

する。

- (1) 平和館の設置目的やその性格などを勘案し、館長が認めた場合 使用料の全額
- (2) 法令に基づく施設等の援助を必要とし、館長が認めた場合 使用料の全額
- (3) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間の使用を必要とし、館長が認めた場合 使用料の全額
- (4) 平和館の事務又は事業の遂行上必要不可欠な場合 使用料の全額
- (5) その他館長が特に必要があると認めた場合 使用料の5割相当額
(標準処理期間)

第5条 川崎市行政手続条例第6条の規定に基づく標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の使用許可審査基準 0日間
- (2) 施設等の使用許可の取消し、施設等の使用の制限・停止処分基準 0日間
- (3) 使用料の減免審査基準 0日間

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。